令和８年産の農作物（麦）共済に適用する１キログラム当たり共済金額の範囲の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

区分	改正後								
1類 3類 4類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	138円	126円	106円	86円	65円	45円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	147円	132円	110円	89円	68円	46円	25円	19円	13円
	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	99円	93円	79円	66円	52円	39円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	108円	98円	84円	69円	54円	40円	25円	19円	13円
	種子麦								
	268円	241円	214円	188円	161円	134円	107円	80円	54円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	25円	19円	13円						
5類 7類 8類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円	75円	60円	45円	30円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	95円	80円	64円	47円	31円	15円	11円	8円	
	ビール麦								
	109円	102円	90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円
	種子麦								
	191円	174円	154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
	15円	11円	8円						

区分	改定前								
1類 3類 4類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	146円	126円	106円	86円	65円	45円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	153円	132円	110円	89円	68円	46円	25円	19円	13円
	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	106円	93円	79円	66円	52円	39円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	113円	98円	84円	69円	54円	40円	25円	19円	13円
	種子麦								
	268円	241円	214円	188円	161円	134円	107円	80円	54円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	25円	19円	13円						
5類 7類 8類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	105円	90円	75円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	112円	96円	80円	64円	47円	31円	15円	11円	8円
	ビール麦								
	113円	102円	90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円
	種子麦								
	193円	174円	154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
	15円	11円	8円						

9類 10類 11類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	137円	120円	104円	88円	73円	57円	41円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの									
	145円	126円	109円	92円	76円	59円	42円	25円	19円	13円
	種子麦									
	204円	202円	182円	162円	141円	121円	101円	81円	61円	40円
	対象麦及び種子麦以外の麦									
	25円	19円	13円							
12類 13類 14類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	162円	161円	137円	113円	89円	64円	40円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの									
	172円	170円	144円	119円	93円	67円	42円	16円	12円	8円
	種子麦									
	219円	197円	175円	153円	131円	110円	88円	66円	44円	
	対象麦及び種子麦以外の麦									
	16円	12円	8円							

9類 10類 11類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	120円	104円	88円	73円	57円	41円	25円	19円	13円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	126円	109円	92円	76円	59円	42円	25円	19円	13円
	種子麦								
	202円	182円	162円	141円	121円	101円	81円	61円	40円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	25円	19円	13円						
12類 13類 14類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	161円	137円	113円	89円	64円	40円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	170円	144円	119円	93円	67円	42円	16円	12円	8円
	種子麦								
	219円	197円	175円	153円	131円	110円	88円	66円	44円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	16円	12円	8円						

備考：

1　この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2　この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3　この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4　この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5　この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6　この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

7　各区分の品種については以下のとおり。

・１類　秋期に播種する小麦
・３類　田で耕作する小麦
・４類　畑で耕作する小麦
・５類　秋期に播種する二条大麦
・７類　田で耕作する二条大麦
・８類　畑で耕作する二条大麦
・９類　秋期に播種する六条大麦
・１0類　田で耕作する六条大麦
・１1類　畑で耕作する六条大麦
・１2類　秋期に播種する裸麦
・１3類　田で耕作する裸麦
・１4類　畑で耕作する裸麦